



玉掛け業務従事者（有資格者）に対する 安全衛生教育（再教育）開催のご案内



主催 旭川地方労働基準協会

事業主は、玉掛け業務従事者（有資格者）に対して、おおむね5年ごとに安全衛生教育(再教育)を行うように努めなければならないと定められております。

（労働安全衛生法第60条の2第2項）

つきましては、下記により講習会を開催いたしますので、この機会に対象者を受講させていただき、より一層の労働災害防止に努めていただきますようご案内申し上げます。

都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので予めご了承下さい。

- 1. 受講資格 玉掛け技能講習を取得してから概ね5年以上の方
過去に本講習を受講後、5年以上経っている方、など
- 2. 日 時 **令和7年3月6日(木)** 9:00～15:30（休憩時間含）
- 3. 会 場 旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室（旭川市6条通4丁目）
- 4. 講習料 会 員 9,525円 消費税10%含
（内訳：受講料7,260円、テキスト代2,265円）
会員外 11,945円 消費税10%含
（内訳：受講料9,680円、テキスト代2,265円）

支払方法を申込書に 印で表示願います。
(振込ご希望の場合は、請求書を発行いたします)

5. 教育内容

最近の玉掛け用具等の特徴	1.0時間
玉掛け用具等の取扱いと保守管理	2.5時間
災害事例及び関係法令	1.5時間
計	5.0時間



- 6. 申込方法 **1/8～2/20の期間内に**、申込書を当協会に提出して下さい。
ただし**定員50名**に達し次第しめきります。

- 7. 添付するもの **玉掛け技能講習修了証（表・裏両面）のコピー**

- 8. 修了証 講習終了後、事業所に実施証明書と、受講者に修了証を交付いたします。

- 9. その他 欠席の場合、講習日前までに申し出がない時は、返金できませんので、了承願います。



旭川地方労働基準協会（インボイス発行事業者）
 〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6F
 電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

案内・申込書は、当協会ホームページからダウンロードできます。

旭川地方労働基準協会 検索



玉掛け業務従事者安全衛生教育受講申込書

印の欄は記入しないで下さい

	受講者氏名		性別	生年月日	
	ふりがな ()		男 ・ 女	昭和 平成	年 月 日
住所	〒 - 携帯 (- -)				
事業場名				労働者数	名
所在地	〒 -			業種	
(ふりがな) 担当者氏名	()		電話	()	
			FAX	()	
講習料 支払方法 (印記入)	1. 振込 ・ 2. 現金書留送付 ・ 3. 協会窓口へ持参 いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います				
会員区分	会 員	コード 75	講習料	9,525円	入金日
	会員外	コード 76	講習料	11,945円	

玉掛け技能講習修了証のコピー（表・裏両面）を添付して下さい。

修了証・表
のコピー

修了証・裏
のコピー

旭川地方労働基準協会 行き

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166 22 8621 FAX 0166 22 8687